

## ■ 所得税

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄附金額が大きい場合には税額効果が大きくなります。

$$\begin{array}{l} \text{寄附金額} \\ \text{所得金額の} \\ \text{40\%を限度} \end{array} - 2 \text{ 千円} \times \begin{array}{l} \text{所得に応じた} \\ \text{税率} \end{array} = \text{所得税額から控除}$$

例：年収 500 万円（平均的な税率 10%として）の方が 5 万円を寄附した場合の控除額

$$5 \text{ 万円} - 2 \text{ 千円} \times 10\% = 4,800 \text{ 円}$$

## ■ 住民税

### お住まいの自治体が条例指定している場合

お住まいの自治体によっては、同じ自治体内に主たる事務所を置く法人への寄附に限り税制上の優遇措置が受けられる場合があります。日本学生支援機構の主たる事務所は神奈川県横浜市となります。

$$\begin{array}{l} \text{寄附金額} \\ \text{所得金額の} \\ \text{40\%を限度} \end{array} - 2 \text{ 千円} \times \text{最高10\%}$$

## ■ 相続税

### 相続又は遺贈により取得した財産をご寄附いただいた場合

全額が控除されます。相続人が相続財産を寄附した場合は、相続税の申告期限までに贈与した場合に全額が控除されます。

以下の要件を満たす必要があります。

- ✓ 寄附した財産は、相続や遺贈によって取得した財産であること
- ✓ 相続財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附すること